

令和7・8年度定期競争参加資格審査について（お知らせ）

令和6年10月25日
内閣府沖縄総合事務局

建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の定期競争参加資格審査

～インターネット一元受付の実施について～

◎ パスワード発行申請 11月1日（金）9:00～ 受付開始します。

※パスワード発行申請を行わなければ、インターネット方式による申請を行う
ことができませんので、お早めに申請してください。

◎ 申請用データ受付 12月2日（月）9:00～ 受付開始します。

＜概要＞

申請者の負担軽減、行政事務の合理化を図るため、令和7・8年度の定期受付においても引き続き、インターネット方式による一元受付を行います。

詳細は、以下の国土交通省ホームページから申請書作成の手引き等を入手し、ご確認ください。

https://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_002338.html

I 建設工事

《スケジュール》

(1) パスワード発行申請受付期間 令和6年11月1日（金）～令和6年12月27日（金）

※パスワード発行申請を行わなければ、インターネット方式による申請を行うことができません。

必ず令和6年12月27日（金）17:00までに、パスワードの申込みを終えてください。

(2) 納税証明書等の送信期間 令和6年11月1日（金）～令和7年1月15日（水）

(3) 申請書データ作成期間 令和6年11月1日（金）～令和7年1月15日（水）

(4) 申請用データ受付期間 令和6年12月2日（月）～令和7年1月15日（水）

※令和7年1月15日（水）17:00までに申請用データ送信手続き（「確定」処理まで）を終えてください。

※上記受付期間に申請いただけない場合は、令和7年4月1日に競争参加資格が認定されませんので、ご注意願います。

《一元受付ヘルプデスク》

申請に当たり、システム等の御質問に電話でお答えするヘルプデスクを設置します。

電話番号 06-6733-6857

開設期間 令和6年11月1日（金）～令和7年1月15日（水）

受付時間 9:00～17:00

（ただし、土・日・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除きます。）

II 測量・建設コンサルタント等業務

《スケジュール》

(1) パスワード発行申請受付期間	令和6年11月1日(金)～令和6年12月27日(金)
(2) 添付書類等の郵送期間	令和6年11月1日(金)～令和6年12月27日(金)

※添付書類を送付しなければパスワードは発行されません。必ず令和6年12月27日(金)17:00までに、パスワードの申込み及び添付書類等の郵送を終えてください(当日消印有効)。

(3) 申請書データ作成期間	令和6年11月1日(金)～令和7年1月15日(水)
(4) 申請用データ受付期間	令和6年12月2日(月)～令和7年1月15日(水)

※令和7年1月15日(水)17:00までに申請用データ送信手続き(「確定」処理まで)を終えてください。

※上記受付期間に申請いただけない場合は、令和7年4月1日に競争参加資格が認定されませんので、ご注意願います。

《一元受付ヘルプデスク》

申請に当たり、システム等の御質問に電話でお答えするヘルプデスクを設置します。

電話番号 03-5542-0355

開設期間 令和6年11月1日(金)～令和7年1月15日(水)

受付時間 9:00～17:00

(ただし、土・日・祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除きます。)

◆インターネット方式で対応していない申請◆

次のいずれかに該当する場合は、インターネット方式を利用することはできませんので、文書郵送方式等により申請してください。文書郵送方式等について不明な場合は【問い合わせ先】までご確認下さい。

《建設工事》

- 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による許可及び同法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていない場合。
- 経営事項審査の審査基準日が令和5年6月16日以降のものでない場合。さらに、経営事項審査の総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれかが「加入」又は「適用除外」となっていない場合(ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったもので、それぞれ当該事実を証する書類を併せて提出できる場合を除く)(文書郵送方式等の各機関が別途定める方式においても同様に申請を行うことができません)。
- 経常建設共同企業体(大手企業連携型建設共同企業体を含む)に係る申請の場合。
- 事業協同組合で特例計算を希望する場合。
- 協業組合・企業組合で一定の組合員に関する書類を提出する場合。
- 合併等により新たに設立された会社等で、新たに申請を行う場合(合併等の後、既に再認

定を受けている場合は除く）。

合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいう。

- ①合併により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社
- ②親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社
- ③新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより、当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社
- ④既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者
- ⑤営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社

- 7) 会社更生法（平成14年法律第154号）・民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続開始決定を受けた者で、競争参加資格の再認定を受けていない場合
- 8) グループ経営事項審査・持株会社化経営事項審査を受けている場合
- 9) 国土交通省地方整備局（道路・河川・官庁営繕・公園関係）及び国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎を除く。）並びに内閣府沖縄総合事務局の定める希望工事種別「維持修繕工事」のうち、道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業のみを希望する者で、次の建設業法工事種別の経営事項審査を受けていない場合
(希望工事種別「維持修繕工事」を申請する際に必要な建設業法工事種別は下記のうち1種類以上)
 - 土木一式 とび・土工・コンクリート 防水 舗装 石
 - 機械器具設置 電気 タイル・れんが・ブロック 塗装 解体

- 10) 国土交通省地方整備局（道路・河川・官庁営繕・公園関係）及び国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎を除く。）並びに内閣府沖縄総合事務局の定める希望工事種別「維持修繕工事」を希望する者で、経営事項審査に反映されていない道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業の完工工事高を含めて申請される場合

《測量・建設コンサルタント等業務》

- 1) 会社更生法（平成14年法律第154号）・民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続開始決定を受けた者で、競争参加資格の再認定を受けていない場合

以上。

【問い合わせ先】

《建設工事》

沖縄総合事務局開発建設部管理課契約管理係 TEL : 098-866-0031 (内線2541)

《測量・建設コンサルタント等業務》

沖縄総合事務局総務部会計課管理係 TEL : 098-866-0031 (内線81324)